

建 第 1355 号  
平成4年11月16日

土 木 事 務 所 長 殿

都市整備局建築住宅課長

屋根に設ける融雪装置の取扱いについて（通知）

最近、特殊合成ゴム等の不燃材料以外の材料で作られた融雪装置を屋根面に設置するものが見受けられますが、融雪装置等を屋根の表面に敷き並べた場合、当該融雪装置等は屋根の構成材と判断されることから、建築基準法で屋根の防火上の制限がある場合の取扱いについて注意をしてください。

なお、融雪装置の設置について助成を行っている市町村についても、この旨周知してくださるようお願いします。